

伊賀市公共施設予約システムの運用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月1日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市規則第7号

伊賀市公共施設予約システムの運用に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊賀市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和4年伊賀市条例第27号。以下「条例」という。）に基づき、市の施設の使用に係る申請及び許可を電子情報処理組織を使用する方法により行うため、伊賀市公共施設予約システムの運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 伊賀市公共施設予約システム インターネットを通じて次の行為を行うことができるシステムをいう。

ア 施設の空き状況の確認

イ 施設の使用の申請

ウ 施設に関する情報の閲覧

(2) 施設 市が設置する公の施設その他の施設のうち伊賀市公共施設予約システム（以下「予約システム」という。）の利用の対象となる施設をいう。

(利用者登録)

第3条 予約システムを利用して施設の使用の申請をしようとするものは、氏名、住所、電話番号及びメールアドレス（団体にあっては、団体名並びに代表者の氏名、住所、電話番号及びメールアドレス）の予約システムへの登録（以下「利用者登録」という。）を受けなければならない。

2 利用者登録を受けようとする者(団体にあっては、その代表者。第5項において同じ。)

は、市長その他の施設の管理者（以下「市長等」という。）が別に定める方法により市長等に申請するものとする。

- 3 市長等は、前項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を確認の上、利用者登録を行うとともに、当該申請を行った者に対しユーザーID（登録する者を識別するために付す数字及びアルファベットで構成される文字列をいう。）を発行し、これを通知するものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの場合には、当該申請をした者に係る利用者登録は、これを行わない。
 - (1) 当該申請をした者が実在しないとき。
 - (2) 当該申請の内容に虚偽があるとき。
 - (3) 当該申請をした者が既に利用者登録を受けているとき。
 - (4) 当該申請をした者が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であるとき。
 - (5) 当該申請が施設を使用しようとする団体の代表者によるものである場合であって、当該団体が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）であるとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、利用者登録をすることが適当でないと市長等が認めるとき。
- 5 市長等は、利用者登録を受けようとする者を特定するために必要があるときは、氏名、住所等を明らかにする書面等の提示を求めることができる。

（利用者登録の変更及び解除の届出）

第4条 利用者登録を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用者登録の内容を変更しようとするときは、遅滞なく当該変更する内容を市長等が別に定める方法により市長等に届け出なければならない。

- 2 利用者は、利用者登録を解除しようとするときは、その旨を市長等が別に定める方法により市長等に届け出なければならない。

（利用者登録の廃止）

第5条 市長等は、次の各号に掲げるいずれかの場合には、当該利用者に係る利用者登録を廃止するものとする。

- (1) 利用者が前条第2項の規定による利用者登録の解除の届出をしたとき。
- (2) 利用者が偽りその他不正の手段により利用者登録を受けたことが判明したとき。
- (3) 利用者への通知又は連絡を行うことができないとき。
- (4) 利用者がこの規則の規定に違反したとき。
- (5) 利用者が故意又は重大な過失により予約システムを破壊し、又は施設の運営を妨害したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、利用者登録を継続することが適当でないとして市長等が認めるとき。

(施設の使用の申請)

第6条 予約システムによる施設の使用の申請は、利用者に限り行うことができる。

- 2 前項の申請は、条例第3条第2項の規定により、当該施設の使用に関する条例等の規定により行われたものとみなす。

(使用の許可の通知)

第7条 市長等は、利用者が予約システムによる施設の使用の申請をした場合において、当該施設の使用に関する条例等の定めるところにより当該申請に係る使用を許可したときは、速やかに当該利用者に電子メールによりその旨を通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知は、条例第4条第2項の規定により、当該施設の使用に関する条例等の規定により行われたものとみなす。

(利用者の遵守事項)

第8条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ユーザーIDを自らの責任をもって管理すること。
- (2) ユーザーIDを第三者に使用させ、又は譲渡しないこと。
- (3) 真に使用する意思のない又は虚偽の施設の使用の申請を行わないこと。
- (4) 予約システムの運用を妨害しないこと。

(質問等)

第9条 市長等は、予約システムの安定的な運用を確保するために必要があると認めるときは、利用者に対して質問し、又は必要な事項について調査することができる。

(個人情報の取扱い)

第10条 市長等は、利用者登録に係る全ての情報を所有するものとし、個人が特定できる情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の定めるところ

ろにより取り扱い、予約システムの管理及び運用並びに施設の使用に関する業務以外の目的での利用及び外部提供を行ってはならない。

(機能の停止)

第11条 市長等は、次に掲げるいずれかの場合には、利用者の了解を得ることなく予約システムの機能の全部又は一部を停止することができる。

- (1) 予約システムの定期若しくは緊急の保守又は更新を行う場合
- (2) 火災、停電、自然災害等の不可抗力又は第三者による妨害等その他の不測の事態により予約システムの運用が困難になった場合

(免責)

第12条 市長は、次に掲げる場合に利用者又は第三者に損害が生じても、その責を負わない。

- (1) 前条の規定により予約システムの機能の全部又は一部を停止した場合
- (2) 通信の混雑その他やむを得ない事由により予約システムが利用できなかった場合
- (3) 利用者の責に帰すべき事由による意図しない施設の使用の申請がなされたことにより第三者が施設を使用できなかった場合

附 則

この規則は、令和6年3月1日から施行する。

いがまち保健福祉センター設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月1日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市規則第8号

いがまち保健福祉センター設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

いがまち保健福祉センター設置及び管理に関する条例施行規則（平成16年伊賀市規則第92号）の一部を次のように改正する。

第1条中「定める」の次に「ものとする」を加える。

第2条中「次の」を「所長その他必要な」に改め、同条各号を削る。

第3条中「市内」を「保健福祉活動又は子育て支援活動を目的とした市内」に、「保健福祉活動又は子育て支援活動を目的とした関係団体」を「団体」に、「会議室等」を「保健福祉センターの会議室等（以下「会議室等」という。）」に、「を市長に提出し」を「により市長に申請し」に改める。

第4条第1項中「を市長に提出し」を「により市長に申請し」に改め、同条第2項中「使用の」を「前項の規定による」に、「により登録をした」を「の規定により登録を受けた」に改め、「団体」の次に「（以下「登録団体」という。）」を加え、「2か月」を「2月」に、「1か月」を「1月」に、「受け付ける」を「行うことができる」に改め、同項ただし書中「ではない」を「でない」に改める。

第5条中「前条第1項の」の次に「規定による」を加え、「とき」を「場合」に、「者について」を「とき」に、「いがまち保健福祉センター施設使用許可書」を「当該申請に係る使用を許可し、当該申請をした者にいがまち保健福祉センター施設使用許可書」に改める。

第6条第1項中「により」を「の規定による」に、「が許可された」を「は、その許可された」に、「提出し」を「申請し」に改め、同条第2項中「申請により変更の許可をした」を「規定による変更の申請を許可した」に、「いがまち保健福祉センター施設使用変更許可書」を「当該申請をした者にいがまち保健福祉センター施設使用変更許可書」に改める。

第8条第1項中「第3条の規定に基づき登録をした団体」を「登録団体」に、「使用料の免除」を「条例第9条の規定による使用料の全部又は一部の免除（以下「免除」という。）」に、「場合」を「とき」に、「あらかじめ許可申請書」を「第4条第1項の規定による申請の際、許可申請書」に改め、「、市長に提出し」を削り、同条第2項中「、使用料の全部又は一部を免除する」を「免除をする」に改め、「免除の」を削り、「次」の次に「の表」を加え、同項の表中「主催、共催又は」を「主催し、共催し、又は」に改め、「第3条の規定に基づく」を削り、同条第3項中「前項の」を「免除をする」に、「主催、共催又は」を「主催し、共催し、又は」に、「免除しない」を「、免除しない」に改め、同条第4項中「第1項の規定により、使用料の」を削り、「速やかにその内容を審査し」を「使用の許可と併せてその可否を決定し」に、「申請団体に」を「使用許可書に記載して」に改める。

第9条第1項中「のただし書き」を「ただし書」に改め、同条第2項中「では」を「で」に改め、同項第3号中「使用の変更を申し出た」を「許可事項の変更の申請が許可された」に改める。

第13条を第14条とする。

第12条第1項中「施設」を「保健福祉センターの施設」に、「損傷又は」を「損傷し、又は」に、「届出者」を「原因者」に改め、同条第2項中「前項の」の次に「規定による」を加え、「届出者」を「原因者」に改め、同条第3項中「届出者」を「原因者」に改め、「前項の」の次に「規定による」を加え、同条を第13条とする。

第11条第4号を削り、同条第5号中「その他職員の」を「前3号に掲げるもののほか、保健福祉センターの職員が」に改め、同号を同条第4号とし、同条を第12条とする。

第10条の次に次の1条を加える。

（権利の譲渡等の禁止）

第11条 使用者は、保健福祉センターの使用の許可の権利を他人に譲渡し、及び転貸してはならない。

「

様式第2号から様式第5号までの規定中

福祉センター研修室
福祉センター集会所
福祉センター会議室
保健センター集団研修室

を

保健センター栄養実習室

「

保健センター会議室（１）
保健センター会議室（２）
保健センター集団研修室
保健センター栄養実習室

に改める。

」

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前における同日以後のいがまち保健福祉センターの施設の使用に係る手続は、この規則による改正後の様式第2号から様式第5号までの様式による用紙により行うものとする。

伊賀市補助金等交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月27日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市規則第9号

伊賀市補助金等交付規則の一部を改正する規則

伊賀市補助金等交付規則（平成16年伊賀市規則第76号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「ことを目的」を「もの」に改める。

第2条中「定義」を「意義」に改める。

第3条第1項中「補助金等を予算で」を「予算に」に、「効率的に使用する」を「効率的なものとなる」に改め、同条第2項中「他の用途」を「その交付の目的以外の目的」に改める。

第4条第1項中「の申請をし」を「を受け」に改め、「掲げる」の次に「補助事業等に係る」を加え、「提出し」を「申請し」に改め、同条第2項中「前項の」を「市長は、前項の」に改め、「市長が」を削り、「前項各号」を「同項各号」に改める。

第6条第1項中「を決定する」を「の決定をする」に改め、同条第2項中「事業計画変更承認申請書」を「事業計画変更（中止・廃止）承認申請書」に、「を市長に提出し」を「により市長に申請し」に改める。

第7条第1項中「を決定した」を「の決定をした」に、「通知しなければならない」を「通知するものとする」に改め、同条第2項中「事業計画変更承認申請書の提出があったときは、第5条第1項に規定する審査等を行い、当該変更について認める」を「申請があった場合において、補助事業等の変更の承認をする」に、「補助金等交付決定変更通知書」を「補助金等交付決定変更通知書」に、「当該申請者」を「補助事業等の中止又は廃止を承認し、当該補助事業等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すときは補助金等交付決定取消通知書（様式第5号）により当該申請をした者」に、「通知しなければならない」を「通知するものとする」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 市長は、補助金等を交付しないことの決定をしたときは、速やかに理由を付してその旨を書面により当該補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

第8条第1項中「前条」を「前条第1項」に改め、「よる通知」の次に「又は同条第3項の規定による通知（補助事業等の変更の承認に係る通知に限る。）」を加え、同条第2項中「前項の」の次に「規定による」を加え、「事情」を「理由」に改め、同条第3項中「第1項の」の次に「規定による」を加え、「事情」を「理由」に改め、「その旨を」の次に「書面により」を加え、同条第5項中「の規定による」を「に規定する」に改める。

第9条第2項第2号中「できなくなった」の次に「ことその他の理由（補助事業者の責に帰すべき理由を除く。）により、補助事業等を遂行することができない」を加え、同項第3号を削り、同項第4号中「前3号」を「前2号」に、「もの」を「場合」に、「、必要がある」を「必要があると市長が認める」に改め、同号を同項第3号とし、同条第4項中「前項の」の次に「規定による」を加え、「額又は交付率その他交付等について」を「交付」に改め、「補助金等に準ずる」を「補助金等の交付に準じて行う」に改め、同項ただし書中「、補助金等」を「、当該補助金等」に、「取消し」を「当該取消し」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 第1項の規定により補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は決定の内容若しくはこれに付した条件を変更した場合の補助事業者に対する通知については、第7条第3項の規定を準用する。

第11条中「、その者の」を「その者の」に改める。

第12条第1項中「を市長に提出し」を「により市長に届け出」に改め、同条第2項中「補助事業等が」を「補助事業等（第9条第3項の規定により交付される補助金等に係る事務又は事業を含む。）が」に、「提出し」を「報告し」に改め、同項第1号中「(写し)」を「の写し」に改め、同項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 補助事業等に係る収支決算書（様式第7号の2）

第13条中「補助事業者等」を「補助事業者」に、「事業に」を「補助事業等に」に、「を市長に提出し」を「により市長に申請し」に改める。

第14条第1項中「に規定する補助事業等実績報告書の提出」を「又は次条第2項の規定による報告」に、「当該書類」を「当該報告に際し提出された書類」に、「補助事業等の」を「当該報告に係る補助事業等の」に、「調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定するものとする」を「調査するものとする」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定するものとする。

第14条第2項中「補助金等の」を「前項の規定により補助金等の」に改める。

第15条第1項中「前条」を「前条第1項」に、「ものとする」を「ことができる」に改め、同条第2項中「第12条第2項の規定」を「補助事業者」に、「従って行う補助事業等について準用する」を「基づく措置をとったときは、第12条第2項の規定による報告に準じて報告しなければならない」に改める。

第16条第2項中「を市長に提出し」を「により市長に申請し」に改める。

第17条に次の1項を加える。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び書類を当該補助事業等が終了した後5年間保存しなければならない。

第18条第1項第1号中「不正な」を「不正の」に、「補助金等」を「補助金等」に改め、同項第4号中「第6条」を「第6条第1項」に改め、同項第5号中「第10条に規定する」を「第10条の規定による」に、「に規定する補助事業等着手届」を「の規定による補助事業等の着手の届出」に、「に規定する補助事業等実績報告書を提出せず」を「の規定による完了の報告をせず」に改め、同項第6号中「もの」を「場合」に、「と認められた」を「であると認められる」に改め、同条第2項中「適用があるものとする」を「適用する」に改め、同条第3項中「第9条第5項の規定は、第1項又は前項」を「第1項」に、「場合に」を「場合の補助事業者に対する通知については、第7条第3項の規定を」に改める。

第19条第2項中「その超える」を「、その超える」に、「命じなければならない」を「命ずるものとする」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 第1項又は前項の規定による補助金等の返還の命令を受けた補助事業者は、これを指定の期日までに返還しなければならない。

第20条第1項中「前条の規定により」を「前条第1項又は第2項の規定による」に、「を命ぜられ」を「の命令を受けた場合において」に、「納期日」を「指定の期日」に、「納付しなかった」を「返還しなかった」に、「税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例」を「伊賀市税外収入金に係る督促手続及び延滞金徴収に関する条例」に、「第4条」を「第3条」に改め、同条第2項中「規定により延滞金を納付しなければならない」を削り、「返還を命ぜられた」を「補助事業者が返還の命令を受けた」に、「が納付された」を「を納付した」に、「未納付額」を「補助金等の額」に改め、「によるもの」を削り、同条第3項中「、

前2項の場合において」を削り、「延滞金」を「前2項の規定により納付すべき延滞金」に改める。

第21条中「補助事業者が」の次に「第19条第1項又は第2項の規定による」を加え、「を命ぜられ」を「の命令を受け」に改め、「当該補助金等又は」の次に「当該補助金等に係る前条第1項及び第2項の規定により納付すべき」を加える。

第22条中「より」を「おいて」に改め、同条ただし書中「交付目的」を「交付の目的」に改め、「及び」の次に「当該財産の」を加え、同条第2号中「及び」を「又は」に改める。

第23条第1項中「補助金等」の次に「の交付」を加え、「立ち入らせ」を「立ち入らせて」に改め、同条第2項中「前項の」の次に「規定による調査等を行う」を加え、「その職務」を「当該調査等」に、「携行する」を「携行し、関係者に提示する」に改め、同条に次の1項を加える。

3 補助事業者は、第1項の規定による調査等に協力するものとする。

第26条を第27条とする。

第25条中「交付すべき」を「交付しようとする」に改め、同条を第26条とする。

第24条中「各」を削り、同条の次に次の1条を加える。

(補助金等の終期)

第25条 市長は、補助金等を交付しようとするときは、その期限を定めるものとし、当該期限が到来したときは、当該補助金等の効果について検証の上、継続又は廃止を決定するものとする。

様式第1号中「第4条」を「第4条第1項」に改める。

様式第2号を次のように改める。

【様式第2号】

様式第3号中「、伊賀市補助金等交付規則第7条第1項の規定により」を削り、「決定しました」の次に「ので、伊賀市補助金等交付規則第7条第1項の規定により通知します」を加える。

様式第4号中「、第9条」を削り、「、 年 月 日付けの計画変更承認申請により下記」を「、下記」に、「第7条第2項」を「第7条第3項（第9条第5項の規定により準用する場合を含む。）」に改める。

様式第5号中「第9条関係」を「第7条関係」に、「第9条第5項」を「第7条第3項（第9条第5項又は第18条第3項の規定により準用する場合を含む。）」に改める。

様式第7号の次に次の1様式を加える。

【様式第7号の2】

様式第8号中「事業を」を「事業について」に、「承認され」を「承認され」に、「伊賀市補助金等交付規則」を「伊賀市補助金等交付規則」に改める。

様式第9号中「事前着手申請」を「申請」に改め、「係る事業」の次に「の事前着手」を加え、「伊賀市補助金等交付規則第13条第2項の規定により」を削り、「承認したので」の次に「伊賀市補助金等交付規則第13条第2項の規定により」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に交付の決定をした補助金等の取扱いについては、なお従前の例による。

伊賀市地区市民センターにおける各種証明書の交付に係る取次事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市規則第10号

伊賀市地区市民センターにおける各種証明書の交付に係る取次事務に関する規則の一部を改正する規則

伊賀市地区市民センターにおける各種証明書の交付に係る取次事務に関する規則(平成16年伊賀市規則第29号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「及び身分証明書」を「、身分証明書及び独身証明書」に改める。

別表を次のように改める。

別表

上野西部地区市民センター 花之木地区市民センター 長田地区市民センター 新居地区市民センター 三田地区市民センター 諏訪地区市民センター 中瀬地区市民センター 友生地区市民センター 猪田地区市民センター 依那古地区市民センター 比自岐地区市民センター 神戸地区市民センター きじが台地区市民センター 柘植地区市民センター 壬生野地区市民センター 鞆田地区市民センター 玉瀧地区市民センター 丸柱地区市民センター 布引地区市民センター 阿波地区市民センター 上津地区市民センター 桐ヶ丘地区市民センター
--

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市市章の使用に関する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市規則第11号

伊賀市市章の使用に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊賀市市章（平成16年伊賀市告示第1号。以下「市章」という。）を市民等が使用する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(使用の基準)

第2条 市以外による市章の使用は、その目的が公益性を有し、かつ、次の各号のいずれにも該当すると認める場合に限る。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 市を象徴する意義があること。
- (2) 市の信用及び品位を損なうおそれがないこと。
- (3) 公序良俗に反しないこと。
- (4) 営利を目的としないこと。
- (5) 政治、選挙又は宗教活動を目的としないこと。
- (6) 特定の個人又は団体の宣伝に使用しないこと。
- (7) 市の事業と混同されるおそれがないこと。

(申請)

第3条 市章を使用しようとする者（法人その他の団体等の場合は、その代表者）は、伊賀市市章使用許可申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

(許可等)

第4条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査の上、市章の使用の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により市章の使用を許可する場合において、必要があるときは、その使用に条件を付することができる。

- 3 市長は、第1項の規定により市章の使用の可否を決定した場合において、市章の使用を許可するときは伊賀市市章使用許可通知書（様式第2号）により、市章の使用を許可しないときは伊賀市市章使用不許可通知書（様式第3号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（遵守事項）

第5条 前条第1項の規定による市章の使用の許可の決定（以下「使用許可」という。）を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用許可を受けた使用目的及び使用方法以外での使用はしないこと。
- (2) 使用許可に係る権利を他に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 市章の形状及び色を変更しないこと。

（使用内容の変更）

第6条 使用者は、使用許可を受けた内容を変更しようとするときは、速やかに伊賀市市章使用内容変更申請書（様式第4号）により市長に申請し、その許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請に係る変更の可否の決定、条件の付加及び通知については、第4条の規定を準用する。

（使用許可の取消し）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。
- (2) 第2条に規定する許可の基準を満たさないことが判明したとき。
- (3) 第4条第2項（第6条第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定により付した条件又は第5条に規定する遵守事項に反するとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が使用許可を取り消す必要があると認めるとき。

- 2 前項の規定による使用許可の取消しにより使用者その他の者に損害が生じても、市長は、その賠償の責めを負わない。

（補則）

第8条 この規則に定めるもののほか、市章の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市規則第12号

伊賀市行政組織規則の一部を改正する規則

伊賀市行政組織規則（平成16年伊賀市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「あわせて」を「併せて」に改める。

第2条第1項の表企画振興部の項中「交通政策課」を「交通戦略課」に改め、同表健康福祉部の項中「こども未来課」を「こども未来課 こども家庭支援課」に改め、同表建設部の項中「住宅課 企業用地整備課」を「住宅課」に改め、同条第2項の表健康福祉部の部の次に次のように加える。

産業振興部	商工労働課	企業誘致推進室
-------	-------	---------

別表第1 総務部の表総務課の部行政系の項中「庁議（市政運営会議）」を「市政運営会議」に改め、第13号及び第14号を削り、第15号を第13号とし、第16号を第14号とし、同表人事課の部人事研修系の項中「人事政策」を「人事施策」に改め、同表企画振興部の表総合政策課の項中「庁議（総合政策会議及び検討部会）」を「総合政策会議及び検討部会」に改め、同表地域創生課の部地域創生推進系の項中「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を「地方版総合戦略」に、「地方創生施策」を「地域創生施策」に改め、同表交通政策課の項を次のように改める。

交通戦略課	交通企画係	(1) 交通施策の総合的企画及び調整に関すること。 (2) バス交通に関すること。 (3) 次世代交通の推進に関すること。 (4) 課の庶務に関すること。
-------	-------	--

	鉄道ネット	(1) 伊賀鉄道伊賀線に関する事。
	ワーク係	(2) 広域鉄道網に関する事。
		(3) リニア中央新幹線に関する事。
		(4) 駅前自転車等駐車場に関する事。

別表第1 人権生活環境部の表生活環境課の部環境政策係の項中「環境政策の」を「環境施策の」に改め、第14号を削り、第15号を第14号とし、同表廃棄物対策課の項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、同表健康福祉部の表医療福祉政策課の部福祉総務係の項中「福祉政策及び」を「福祉施策及び」に改め、同表こども未来課の部こども家庭係の項を次のように改める。

こども家庭係	(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく援護、措置等に関する事。
	(2) 放課後児童クラブに関する事。
	(3) 病児・病後児保育に関する事。
	(4) 児童手当及び児童扶養手当等に関する事。
	(5) 子育て世帯訪問支援事業に関する事。

別表第1 健康福祉部の表こども未来課の部の次に次のように加える。

こども家庭支援課	母子保健・こども相談係	(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉に関する事。
		(2) 家庭児童相談に関する事。
		(3) 女性相談に関する事。
		(4) 要支援児童及び要保護児童等への支援に関する事。
		(5) 要保護児童及びDV対策地域協議会に関する事。
		(6) 母子保健事業に関する事。
		(7) 子育て世代包括支援に関する事。
		(8) 出産・子育て応援給付金に関する事。
		(9) 不妊治療助成に関する事。
		(10) 課の庶務に関する事。
	発達支援係	(1) 子どもの発達支援に関する事。

別表第1 健康福祉部の表健康推進課の項を次のように改める。

健康推進課	(1) 保健施策の総合的企画及び調整に関する事。
-------	--------------------------

		(2) 感染症発生等健康危機管理に関すること。 (3) 予防接種、感染症等に関すること。 (4) 予防接種後健康被害救済制度に関すること。 (5) 健康づくりの推進に関すること。 (6) 成人保健事業に関すること。 (7) 健康増進事業に関すること。 (8) 栄養指導事業に関すること。 (9) 公衆衛生に関すること。 (10) 献血に関すること。 (11) 保健センターに関すること。 (12) 保健師活動に関すること。 (13) 課の庶務に関すること。
--	--	---

別表第1 産業振興部の表商工労働課の部を次のように改める。

商工労働課	商工振興係	(1) 商工業施策の企画調整に関すること。 (2) 商工業者の育成に関すること。 (3) 商工会議所、商工会等関係機関団体との連絡調整に関すること。 (4) 大規模商業施設に関すること。 (5) 伊賀サービスエリア（道の駅いが）に関すること。 (6) 阿山交流促進施設（道の駅あやま）に関すること。 (7) 地場産業の振興に関すること。 (8) 伝統的工芸品の振興に関すること。 (9) 伊賀焼伝統産業会館に関すること。 (10) その他商工業の振興に関すること。
-------	-------	---

	企業支援係	(1) 労働及び勤労者福祉施策の企画調整に関すること。 (2) シルバー人材センターの育成に関すること。 (3) 勤労者の福利及び厚生に関すること。 (4) 中小企業の支援に関すること。 (5) 通信及び計量に関すること。 (6) 雇用の促進に関すること。 (7) エネルギー産業に関すること。 (8) 鉱業法（昭和25年法律第289号）の運用に関すること。 (9) 起業家支援に関すること。 (10) 産業界、大学等との連携促進に関すること。 (11) 課の庶務に関すること。
--	-------	---

別表第1 建設部の表都市計画課の部を次のように改める。

都市計画課	計画管理係	(1) 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく届出及び調査に関すること。 (2) 地価公示及び地価調査に関すること。 (3) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づく届出等に関すること。 (4) 上野新都市事業に係る調整に関すること。 (5) 都市公園等の使用及び占用許可等に関すること。 (6) 都市計画の立案及び調査等に関すること。 (7) 都市計画の決定及び変更に関すること。 (8) 土地区画整理事業に関すること。 (9) 事業用地の取得、補償及び登記に関すること。 (10) 景観に関する総合的企画、調整及び事業に関すること。 (11) 景観に関する届出及び助成に関すること。 (12) 都市緑化の推進に関すること。 (13) 課の庶務に関すること。
-------	-------	---

	公園施設係	(1) 都市公園等の整備計画に関すること。 (2) 都市公園等の整備及び維持管理に関すること。 (3) 路外駐車場に関すること。
--	-------	--

別表第1建設部の表住宅課の部住宅政策係の項中「(3) 課の庶務に関すること。」を「
(3) 住宅の耐震化等に関すること。 に改め、同部住宅管理係の項中第6号を削る。
(4) 課の庶務に関すること。 」

別表第1建設部の表企業用地整備課の項を削る。

別表第2子育て支援室の項中「子どもの発達支援」を「子育て支援事業の教室等」に改め、
第4号を削り、同表障がい者相談支援センターの項の次に次のように加える。

企業誘致推進室	(1) 企業の誘致活動に関すること。 (2) 開発事業者の誘致と調整に関すること。
---------	--

別表第3中「情報政策」を「情報施策」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市規則第13号

伊賀市会計規則の一部を改正する規則

伊賀市会計規則（平成16年伊賀市規則第74号）の一部を次のように改正する。

目次中「私人に対する」を削る。

第10条中「第30条第1項の規定に基づき、歳入」を「指定公金事務取扱者（法第243条の2第1項の規定による公金）」に、「（以下「収入事務委託者」を「をいう。以下「収入事務受託者」に改める。

第2章第3節の節名中「私人に対する」を削る。

第30条第1項中「令第158条第1項」を「法第243条の2第1項」に、「私人に歳入」を「歳入等」に、「の委託をしよう」を「を委託しよう」に改め、「ときは」の次に「、あらかじめ会計管理者と協議した上で」を加え、「記載した徴収」を「記載した徴収事務委託契約書」に改め、同条第2項中「歳入」を「歳入等」に改め、同条第3項中「歳入」を「歳入等」に、「収納事務」を「収納の事務」に、「委託解除」を「委託の解除」に、「解除すること」を「、これを解除すること」に改める。

第31条の見出し中「徴収又は収納を委託した私人」を「収入事務受託者」に改め、同条第1項中「前条第1項」を「法第243条の2第1項」に、「その旨、会計管理者等」を「、その旨会計管理者等」に、「委託の内容、収入事務受託者の住所、氏名その他必要な事項を」を「、同条第2項の規定により」に改め、同条第4項中「歳入」を「歳入等」に、「告示する」を「、法第243条の2の3第2項の規定に準じて告示する」に、「第2項」を「、第2項」に改める。

第49条第2項第3号中「支出事務」を「法第243条の2第1項の規定による公金の支出の事務」に、「受けた者」を「受けた指定公金事務取扱者」に改める。

第61条第1項中「令第165条の5の規定により」を削り、「これ」を「令第165条の4の規定によりこれ」に改め、同条第2項中「の規定による」を「に規定する」に改め、同条

第3項中「の規定により」を「に規定する」に改める。

第64条第1項中「又は過渡し」を「若しくは過渡し」に、「及び」を「を戻入し、又は」に、「又は私人に」を「若しくは公金の」に、「の委託をした場合の」を「を委託した場合において」に、「戻入命令書」を「戻入命令書」に、「返納金額」を「返納金額」に改め、同条第2項中「前項」の次に「の場合」を加え、同条第3項中「前各項の規定により」を「第1項の規定による」に改め、「精算による」を削る。

第3章第4節の節名中「私人に対する」を削る。

第67条第1項中「令第165条の3第1項」を「法第243条の2第1項」に、「私人に」を「公金の」に改め、「ときは」の次に「、あらかじめ会計管理者と協議した上で」を加え、同条第2項中「支払を」を「支払を」に改め、同条第3項中「委託解除」を「支出事務の委託の解除」に改める。

第68条の見出し中「支出事務を委託した私人」を「支出事務受託者」に改め、同条中「前条第1項」を「法第243条の2第1項」に、「その旨」を「、その旨」に、「委託の内容、支払事務受託者の住所、氏名その他必要な事項を」を「、同条第2項の規定により」に改め、同条後段を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 前条第3項の規定により支出事務の委託を解除したときは、法第243条の2の3第2項の規定に準じて告示しなければならない。

第143条第1項中「の各号」を削り、「整理し」の次に「、及び」を加え、同項第2号に次のように加える。

ク 森林環境税

様式第18号中「地方自治法施行令第158条第1項」を「地方自治法第243条の2第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）附則第2条第3項の規定によりなお従前の例により公金の徴収又は収納に関する事務を行わせる場合におけるこの規則による改正後の伊賀市会計規則第10条の規定による通知については、なお従前の例による。